

## 【フランス】再度の公衆衛生上の緊急事態について定めるデクレと法律

前主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏  
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

\* 新型コロナウイルス感染症の流行の第2波を受けて、2020年10月17日～2021年6月1日にフランス全土を公衆衛生上の緊急事態の下に置くデクレ（政令）と2つの法律が制定された。同緊急事態は、第1回目が2020年3月24日～7月10日で、第2回目の宣言に当たる。

### 1 再度の公衆衛生上の緊急事態に至る経緯

#### (1) 第1回目の公衆衛生上の緊急事態

フランスで、新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されたのは、2020年1月24日であった。その後、感染は全国に拡大し、同年3月31日の1日の新規感染者数は7,578人、同感染症による1日の死亡者数（病院において確認されたもの）は499人となった。この状況に対処するため、同年3月24日から同年5月24日までの間、フランスは公衆衛生上の緊急事態（État d'urgence sanitaire）<sup>1</sup>の下に置かれた<sup>2</sup>。その後、この期間は同年7月10日まで延長されたが、感染の広がりが落ち着きを見せた（同年6月30日の1日の新規感染者数は541人、同感染症による1日の死亡者数（病院において確認されたもの）は21人）ため、同年7月11日から同緊急事態は解除された<sup>3</sup>。この一連の感染拡大と収束は、感染の第1波と呼ばれる。

#### (2) 第2回目の公衆衛生上の緊急事態

2020年秋から再び感染の拡大が顕著になり、感染の第2波が発生した。同年9月下旬には1日の新規感染者数が10,000人以上になることが多くなった。これを受けて、「公衆衛生上の緊急事態を宣言する2020年10月14日のデクレ第2020-1257号」<sup>4</sup>が制定され、フランスは同年10月17日から再び同緊急事態の下に置かれた。デクレ（政令）に基づく同緊急事態は、1か月を超えて認められないため（公衆衛生法典<sup>5</sup>L.第3131-13条）、政府は、同年11月17日以降も同緊急事態を延長し2021年2月16日を終期とする法律案を提出することとした。

この政府提出法律案は、2020年10月21日にフランス議会の下院に提出され、同年11月7日に成立した。成立した法律は、フランス憲法（1958年制定）第61条の規定に基づき、フランス議会の下院議員及び上院議員（各々60人以上）の請求により憲法院の合憲性審査に付託された。提訴の理由は、移動の自由、私的生活の尊重、企業活動の自由等の憲法上の権利を不当

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。

<sup>1</sup> 特に感染症の流行によって、市民の健康が危険にさらされ、大きな被害が発生している状況の下で、それに対処するために例外的な措置をとることを認めるもの。例外的な措置は、具体的には、移動、営業及び集会の自由の制限、財とサービスの徴用、一時的な物価統制などをいう。

<sup>2</sup> 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.6-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11512839\\_po\\_02840103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>

<sup>3</sup> 三輪和宏「【フランス】公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律の制定」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, pp.6-7. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11570689\\_po\\_02850203.pdf?contentNo=1>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570689_po_02850203.pdf?contentNo=1>)>

<sup>4</sup> Décret n° 2020-1257 du 14 octobre 2020 déclarant l'état d'urgence sanitaire. <[https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=J73mcZW2Cgy6sN6alInr9\\_00OY2r1ad3LaVVmnStGvQ=>](https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=J73mcZW2Cgy6sN6alInr9_00OY2r1ad3LaVVmnStGvQ=>)>

<sup>5</sup> Code de la santé publique. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006072665/>](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072665/>)>

に侵害する等であった。しかし、憲法院は、訴えを認めず合憲の判断を下した<sup>6</sup>。その後、同年11月14日に大統領審署を経て、「公衆衛生上の緊急事態の延長を認め、及び公衆衛生上の危機を管理する諸措置を定める法律第2020-1379号」<sup>7</sup>が制定された。公布は、翌15日であった。

その後、2021年に入って、同感染症の流行が継続し1日の新規感染者数が10,000～20,000人程度と高止まりする中で、新型コロナウイルスの変異株の流行がイギリスや南アフリカで顕著になるという新しい事態も発生した。これを受けて、政府は、同年2月17日以降も同緊急事態を延長し同年6月1日を終期とする法律案を新たに提出した。この政府提出法律案は、同年1月13日にフランス議会の下院に提出され、同年2月9日に成立した。その後、同月15日に大統領審署を経て、「公衆衛生上の緊急事態を延長する法律第2021-160号」<sup>8</sup>が制定された。公布は、翌16日であった。

## 2 法律第2020-1379号と法律第2021-160号の主な内容

2020年11月に制定された法律第2020-1379号は、全17か条から成る。感染の第1波の時にとられた社会的措置(①部分休業制度(chômage partiel)<sup>9</sup>の活用、②購買力の賞与(Prime de pouvoir d'achat)<sup>10</sup>という特別手当の支給、③6日以内の有給休暇の取得に関する被用者への義務付け等。第8条、第10条で規定)<sup>11</sup>を踏襲するとともに、主に、次の(1)～(4)の事項について規定した。

2021年2月に制定された法律第2021-160号は、全6か条から成る。公衆衛生上の緊急事態の終期の延期などの日付の改定等(後述(1)、(3)参照)が、主な内容である。

### (1) 公衆衛生上の緊急事態の延長(法律第2020-1379号第1条、法律第2021-160号第2条)

法律第2020-1379号第1条によって、デクレ第2020-1257号によって発せられた同緊急事態が2021年2月16日まで延長された。これによって、2020年10月17日から4か月間、フランス全土が同緊急事態の下に置かれることになった。

この延長について、政府の諮問を受けた新型コロナウイルス感染症科学評議会(Conseil scientifique Covid-19)<sup>12</sup>は、同年10月19日に賛成の意見を答申した<sup>13</sup>。同評議会は、その根拠

<sup>6</sup> Décision du Conseil constitutionnel n° 2020-808 DC du 13 novembre 2020. <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2020/2020808DC.htm>>

<sup>7</sup> Loi n° 2020-1379 du 14 novembre 2020 autorisant la prorogation de l'état d'urgence sanitaire et portant diverses mesures de gestion de la crise sanitaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=MauHel28hGM8pnJgyRaDr5zKY6oT0Ac8uyatwTORrks=>>>

<sup>8</sup> Loi n° 2021-160 du 15 février 2021 prorogeant l'état d'urgence sanitaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=QIjbB4C84RiL1QrYt4JISfW-c5JqEb-SEAz0MfCl1vU=>>>

<sup>9</sup> 企業が事業縮小時に従業員解雇を発生させないことを目的とする労働法典(Code du travail. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050>>)上の制度。具体的には、企業が、経済環境の悪化により事業所を閉鎖する場合等の一定の要件を満たした場合に、休業手当を支給した上で従業員を休ませることができ、その休業手当に対しては一定額が公的な助成金として企業に支給される。

<sup>10</sup> 企業が、任意で支払うことができる手当で、被用者が支払う所得税、また、雇用主と被用者が支払う社会保険料等が免除されるという特典がある。

<sup>11</sup> 三輪 前掲注(2), p.9; 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.7-8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11520845\\_po\\_02840203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520845_po_02840203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>

<sup>12</sup> 新型コロナウイルス感染症対策を審議するために、連帯保健省(Ministère des Solidarités et de la Santé)に置かれる機関。感染症の専門家等から構成される。“Conseil scientifique COVID-19.” Ministère des Solidarités et de la Santé HP <<https://solidarites-sante.gouv.fr/actualites/presse/dossiers-de-presse/article/conseil-scientifique-covid-19>>

<sup>13</sup> “Avis du Conseil scientifique COVID-19: PROROGATION DE L'ETAT D'URGENCE SANITAIRE,” 2020.10.19. Ministère des Solidarités et de la Santé HP <[https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/avis\\_conseil\\_scientifique\\_19\\_octob](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/avis_conseil_scientifique_19_octob)>

として専門的立場から次の点を指摘した。①発症率が全ての県(マンシュ(Manche)県を除く)で中程度又は高度の危険状態にある、②フランス人全体の新型コロナウイルスに対する免疫獲得率は10%未満で集団免疫獲得には程遠い、③呼吸器の感染症は冬季に流行しやすい、④大都市の流行防止策が必要、⑤同緊急事態の下で様々な対処策を動員し、かつ、諸施策を全体として最適化すべきである。

その後、法律第2021-160号第2条によって、同緊急事態は更に延長され、2021年6月1日が終期となった。このため、再度の同緊急事態は約7か月にわたることになった。同年1月8日に、新型コロナウイルス感染症科学評議会は、終期の同年6月1日までの延期についても賛成意見を答申した<sup>14</sup>。

## (2) 公衆衛生上の緊急事態終結後の移行期間の終期の延期(法律第2020-1379号第2条)

同緊急事態が終結した後に、同感染症の広がりを抑制する政策を一部継続する中間的な移行期間を設けることが、「公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する2020年7月9日の法律第2020-856号」<sup>15</sup>で規定され、この移行期間は、2020年7月11日～同年10月30日とされていた。移行期間については、首相はデクレ(政令)によって、一定の規制措置(移動の制限、施設・集会場に関する制限等)をとることができる<sup>16</sup>。この移行期間を2021年2月17日～同年4月1日にするという政府の方針について、新型コロナウイルス感染症科学評議会は、上述の2020年10月19日の答申で賛成意見を示した。ただし、同緊急事態の延長と移行期間の延期は、市民に対して明快な説明がなされるべきであり、そのことで施策の実効性を高めるべきであるとした。

法律第2020-1379号では、移行期間の終期を延期し2021年4月1日とした。これによって、政府の方針のとおり2021年2月17日～同年4月1日が新たな移行期間になった。ただし、同緊急事態の終期を同年6月1日に延期した法律第2021-160号では、移行期間の終期の更なる延期について規定しておらず、同緊急事態の終期が近くなった時点で、その検討を行う予定である。このため、現在、移行期間に関する法律上の規定は、事実上設けられていない状況である。

## (3) 新型コロナウイルス感染症に対処する情報システムに関する追加規定(法律第2020-1379号第5条、法律第2021-160号第3条)

### (i) コンタクト・コヴィッドと検査情報システム

新型コロナウイルス感染症の流行を抑制する目的で、2種類の公的情報システムが使用されてきた。コンタクト・コヴィッド(Contact-COVID)と検査情報システム(Système d'Informations de DEPistage: SI-DEP)である<sup>17</sup>。コンタクト・コヴィッドは、公的医療保険によって運営され<sup>18</sup>、同感染症の感染者とその濃厚接触者の情報を登録・管理するシステムである。検査情報システムは、連帯保健省、公衆衛生庁(Agence nationale de santé publique)等によって運営され、同感

re\_2020.pdf>

<sup>14</sup> “Avis du Conseil scientifique COVID-19: PROROGATION DE L'ETAT D'URGENCE SANITAIRE,” 2021.1.8. Ministère des Solidarités et de la Santé HP <[https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/avis\\_conseil\\_scientifique\\_8\\_janvier\\_2021.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/avis_conseil_scientifique_8_janvier_2021.pdf)>

<sup>15</sup> Loi n° 2020-856 du 9 juillet 2020 organisant la sortie de l'état d'urgence sanitaire. <[<sup>16</sup> 三輪 前掲注\(3\), pp.6-7.](https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=v1XqPPNGymFsz9hl4QzR8e-nam6aCtsgM2LdqywZyGE=></a></p>
</div>
<div data-bbox=)

<sup>17</sup> “Contact-COVID et SI-DEP, les outils numériques du dépistage COVID-19.” 2020.9.3. Ministère des Solidarités et de la Santé HP <<https://solidarites-sante.gouv.fr/soins-et-maladies/maladies/maladies-infectieuses/coronavirus/tout-savoir-sur-la-covid-19/article/contact-covid-et-si-dep-les-outils-numeriques-du-depistage-covid-19>>

<sup>18</sup> 県単位で配置される医療保険一次金庫(Caisse primaire d'assurance maladie: CPAM)が、運営に関する問合せ先である。

感染症の国内の検査結果を原則として全て登録・管理するシステムである。両システムの情報を利用できるのは、関係の医師・薬剤師等である。また、コンタクト・コヴィッドと検査情報システムに登録されるデータから個人を識別できる情報を削除（匿名化）した上で、研究目的・疫学的分析目的で使用する事が許されている。

## (ii) 追加規定

コンタクト・コヴィッドと検査情報システムは、機微に係る個人情報扱うため、法律<sup>19</sup>に従い運営され、2021年1月10日までが運営期間とされていた。法律第2020-1379号では、この運営期間を同年4月1日まで延長した。さらに、この運営期間は、法律第2021-160号によって、同年12月31日まで延長された。

法律第2020-1379号では、併せて次の事項を規定した。①検査情報システムに登録する検査の種類を、ウイルス学的検査（PCR検査と抗原検査）、血清学的検査（抗体検査）<sup>20</sup>と明示した<sup>21</sup>。②検査情報システムに登録される検査結果を受検者に対して提供することができる専門家の種類を増やし、従来の医師、医学生物学者等に、当該検査を実施することができる他の医療専門職（薬剤師等）を加えた。③両公的情報システムに登録された情報の用途として、本人の同意を得た上で、感染者と濃厚接触者に対する社会的支援のために利用することを加えた。④登録された情報を研究目的・疫学的分析目的で使用する場合に、匿名化のために削除すべき個人識別情報として電話番号と電子的連絡先（電子メールアドレス等）を加えた（従来は、氏名、住所、国民登録番号（Numéro d'inscription au répertoire）<sup>22</sup>が削除すべき情報であった）。

## (4) 地方議会の本会議の開会要件の緩和（法律第2020-1379号第6条）

同緊急事態の下において、地方議会の本会議を開く<sup>23</sup>に当たって、その開会の場所が公衆衛生上の規制に合致しないと考えられるときは、任意の場所で開会できるものとした。また、同緊急事態の下において、地方議会の本会議の定足数を、通常の2分の1<sup>24</sup>から、3分の1に減じた。第1回目の招集で定足数を満たさない場合には、3日後又はそれ以降に、再度招集を行い、その際には定足数を満たさなくても開会を認めた。これらの条件下で開会するときには、各議員は、欠席する議員に関する代理投票の分を含めて、採決で2票までを行使することができる。

## 参考文献

- Jean-Pierre Pont, *Assemblée nationale Rapport*, n° 3472, 2020.10.22. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_lois/115b3472\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/115b3472_rapport-fond.pdf)>
- Jean-Pierre Pont, *Assemblée nationale Rapport*, n° 3739, 2021.1.14. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_lois/115b3739\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/115b3739_rapport-fond.pdf)>

<sup>19</sup> 公衆衛生上の緊急事態を延長し、その措置を補足する2020年5月11日の法律第2020-546号（Loi n° 2020-546 du 11 mai 2020 prorogeant l'état d'urgence sanitaire et complétant ses dispositions. <[https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=569A8sHo0LGB4Q\\_yRI2Squy1fmt64dDetDQxhvJZNMc=>](https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=569A8sHo0LGB4Q_yRI2Squy1fmt64dDetDQxhvJZNMc=>)>）第11条。公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する2020年7月9日の法律第2020-856号（前掲注(15)）第3条。

<sup>20</sup> PCR検査は、ウイルス遺伝子（核酸）を特異的に増幅しウイルスを確認する検査。抗原検査は、ウイルスの構成成分であるタンパク質を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査。抗体検査は、ウイルスを検出する検査ではなく、ウイルスに対する抗体の有無を調べる検査。国立感染症研究所ほか『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針 第2版』2020.11.10. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/000696201.pdf>>

<sup>21</sup> 従来、抗原検査については、結果登録が行われなかった。

<sup>22</sup> フランスの市民が出生時に付与される個人識別番号（15桁）で、社会保障、税務、行政手続等で使用される。

<sup>23</sup> 市議会であれば、通常、市庁舎の会議場で開かれる。地方公共団体総合法典（Code général des collectivités territoriales. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070633/>](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070633/>)>）L.第2121-7条第3項。

<sup>24</sup> 欠員を除いた総議員数に対する割合。